

## 尾花沢市入札説明書

【債務負担行為】令和7～9年度 尾花沢市立尾花沢小学校新設工事に係る入札公告に基づく建設工事等一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 入札参加資格

- (1) 「尾花沢市競争入札参加資格者名簿に登載されている者」とは、令和7・8年度の競争入札参加資格申請を行い受理されている者をいう。
- (2) 「尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（申請者の提出期限の日）から入札執行日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書（添付書類を含む。以下「申請書」という。）を提出できない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (4) 「尾花沢市建設工事請負契約約款第49条第1項第11号の規定（「暴力団排除条項」以下同じ。）に該当しないこと」とは、入札参加資格確認申請書提出の日から当該工期までのいずれかの日においても、暴力団排除条項に該当しないことをいう。

### 2 入札手続等

- (1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 申請書の提出は、公告で指定された受付場所へ持参するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは、受け付けない。
- (3) 受付期間以降における申請書の差し替え及び再提出は、認めない。
- (4) 入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求められることがある。

### 3 配置予定技術者

- (1) 入札公告において、配置予定技術者（以下「技術者」という。）に一定の資格要件を設定している場合、「これと同等以上の資格を有する者」としたときの「これと同等以上の資格」とは、原則、同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したものとする。
- (2) 技術者は、原則として変更できないこと。また、契約時において、当該技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない。
- (3) 技術者は、複数の候補技術者を記載することができる。
- (4) 技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、当該工事の契約時までには、当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡しが完了する見込みである場合は、この限りでない。

### 4 入札参加資格確認結果及び審査結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年9月16日（火）までに通知する。

## 5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、その理由の説明を求めることができる。
- ア 受付期限 令和7年9月19日（金）午後4時
  - イ 受付場所 尾花沢市役所財政課財産管理係  
電話 0237-22-1111 内線241
  - ウ 提出方法 書面は、持参により提出するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは受付けない。
- (2) 説明を求められた場合、令和7年9月24日（水）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 6 設計図書等の閲覧及び配付

当該工事に係る設計図書等について、次により閲覧及び配付を行う。

### (1) 閲覧及び配付が可能な設計図書等

- ア 図面
- イ 仕様書
- ウ 設計書
- エ 中科目までの内訳書（入札時提出用データ）
- オ 施主支給（学校林）木材リスト

### (2) 閲覧期間及び配付期間

入札公告の日から入札執行日の前日まで（尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

### (3) 閲覧の場所及び配付の場所

- ア 閲覧及び配布の受付 尾花沢市教育委員会 統合小学校建設課
- イ 配布方法 データ共有サービスにて配布

※データ共有サービスでの配布にあたり事前に登録が必要です。登録方法は電子メールでご案内しますので、来庁の際にメールアドレスをお知らせください。

## 7 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書等及び入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い電子メールにより提出すること。

- ア 受付期間  
令和7年8月18日（月）午前9時から9月16日（火）午後4時まで
- イ 提出先  
尾花沢市教育委員会 統合小学校建設課  
メールアドレス：s\_tougou@city.obanazawa.yamagata.jp
- ウ 提出方法  
質問は電子メールにより提出するものとし、その他の提出方法は受付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子メールにより回答する。

- ア 回答期限 令和7年9月22日（月）午後5時

## 8 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取りやめることがある。

## 9 入札及び開札

入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、辞退する入札の工事名、入札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面に代表者印を押印し、入札日時前までに提出するものとする。

- (1) 入札は、持参によるものとする。
- (2) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (3) 入札に際し、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
- (4) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。なお、提出された積算内訳書は、返却しない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 次に掲げる入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
  - ア 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
  - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ウ 記名押印を欠く入札(代理人が入札する場合、委任状に記載されている代理人名及び使用印鑑がない入札)
  - エ 金額を訂正した入札
  - オ 鉛筆等、修正可能な筆記用具で記載した入札
  - カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - キ 明らかに連合によると認められる入札
  - ク 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした入札
  - ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - コ 入札書に添付して提出することが義務づけられた積算内訳書その他の資料の提出がない入札
  - サ 入札金額と積算内訳書の金額が異なる入札
  - シ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札をした者は、入札後に現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由にして、異議を申し立てることができない。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格の入札者を落札者とする。

- (2) 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不正の疑いがあるときは、調査の上、落札者を決定する。
- (3) 落札決定の時まで入札参加資格を満たさなくなった者は、落札者としなない。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない尾花沢市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

#### 1.1 契約締結に関する事項

本工事に係る工事請負契約は市議会の議決を要するものであるため、市議会において可決された場合に本契約として成立するものとする。なお、否決された場合には契約締結が成立しないものとし、且つ、このことにより落札者に損害を生じた場合においても、尾花沢市は一切その賠償の責を負わないものとする。

#### 1.2 その他

- (1) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合又は入札に際して積算内訳書の提出がない場合においては、尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 落札者は、契約締結後1か月以内及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。
- (4) 本工事の工期は、令和7～9年度の3ヶ年になっている。令和7年度においては、尾花沢市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」）の規定により、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができる。
- (5) 契約約款に基づき、中間前払金の支払いを請求することができる。
- (6) 契約約款に基づき、部分払いの請求をすることができる。

#### 1.3 提出書類

- (1) 尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）実施要綱によるもの。
  - ア 尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第3号）
  - イ 建設工事等に係る同種実績（様式第4号）
  - ウ 建設工事等に係る配置予定技術者の資格・実績（様式第5号）
  - エ 誓約書（様式第7号）
  - オ 総合評定値通知書の写し（直近のもの）
- (2) 尾花沢市建設工事特定共同企業体取扱要綱によるもの。
  - ア 特定共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
  - イ 特定共同企業体協定書（様式第2号）
  - ウ 特定共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第3号）
  - エ 委任状（様式第4号）

※ 様式については、市ホームページ（<http://www.city.obanazawa.yamagata.jp>）に掲載。